○国立大学法人埼玉大学監事監査規則

〔平成16年４月１日
規則第　１０号〕

改正　平成27．3.26　26規則130　令和２．9．1　２規則15
令和４．3.17　３規則43　令和６．3.27　５規則67

（趣旨）

第１条　国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第11条第６項から第８項及び第11項の規定に基づき、監事が行う国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の監査及び意見の提出については、他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（監事の職務）

第２条　監事は、本学の業務及び財務について、監査を実施する。

２　監事は、前項の監査を実施するほか、本学が法人法又は法人法第 35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類（以下「文部科学大臣に提出する文書」という。）を調査しなければならない。

（監査の種類）

第３条　監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

２　定期監査は、毎年度１回以上行い、臨時監査は、監事が必要と認めたときに行う。

（監査の方法）

第４条　監査の方法は、書面及び実地により行う。

（監査計画）

第５条　監事は、監査計画を毎年度作成し、遅滞なく学長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

（監査の補助）

第６条　監事は、監査の実施に当たり、監査室の職員に業務を補助させることができる。

２　監事は、必要と認めるときは、学長の承認を得て、前項の職員以外の教職員に定期又は臨時に監査に関する業務を補助させることができる。

（監査協力）

第７条　監事は、いつでも、役員（監事を除く。以下同じ。）又は教職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。

２　役員及び教職員は、監事（第６条の教職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

（重要な会議への出席）

第７条の２　監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他業務運営に関する重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

（監査結果の報告等）

第８条　監事は、監査の結果を文書により学長に報告する。

２　監事は、監査結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

３　学長は、前２項の報告又は意見に基づき、改善事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を文書により監事に回答する。

（監事に回付する文書）

第９条　次に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

(1) 第２条第２項に規定する文部科学大臣に提出する文書

(2) 前号以外の官公署等に提出する重要な文書

(3) 訴訟に関する重要な文書

(4) 契約に関する重要な文書

(5) その他業務に関する重要な文書

２　次に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

(1) 前項第１号に規定する文書に基づく文部科学大臣からの認可又は承認に関する文書その他重要な文書

(2) 前号以外の官公署等からの重要な文書

(3) その他業務に関する重要な報告文書

（役員等の報告義務）

第１０条　役員及び教職員は、業務上の重大な事故又は異例の事態が発生したときは、その旨を口頭又は文書により、速やかに監事に報告しなければならない。

２　役員及び教職員は、他の役員及び教職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき、又は法人若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、遅滞なくその旨を監事に報告しなければならない。

３　監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合にあっては、学長及び学長選考・監察会議）に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

（雑則）

第１１条　この規則に定めるもののほか、監事監査に関し必要な事項は、監事が学長と協議のうえ別に定める。

２　学長は、この規則を改正しようとするときは、あらかじめ、監事の意見を聴かなければならない。

附　則

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成27．3.26　26規則130）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和２．9．1　２規則15）

この規則は、令和２年９月１日から施行する。

附　則（令和４．3.17　３規則43）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６．3.27　５規則67）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。